事　務　連　絡
令和８年 10 月 29 日

各　検疫所　御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

今般、標記について、消費者庁次長から、別添のとおり各都道府県知事等宛てに通知されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

別添

消 食 基 第 478 号
令 和 8 年 10 月 29 日

厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課長　殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
（　公　印　省　略　）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

本日、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和８年内閣府告示第 122 号）が告示され、その内容等について別添のとおり各都道府県知事等宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係者への周知等をお願いします。

消 食 基 第 ４７５号
令 和 ８ 年 10月 29日

各 (都道府県知事 / 保健所設置市長 / 特 別 区 長) 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

本日、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和８年内閣府告示第122号。以下「改正告示」という。）が告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第１　改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

農薬カスガマイシン、農薬及び動物用医薬品カルバリル、農薬テトラニリプロール、農薬トリホリン、農薬プロスルホカルブ並びに農薬メプロニル

第２　施行期日

改正告示は、告示の日（令和８年10月29日）から施行し、改正後の残留基準値は同日から適用すること。

ただし、下表に掲げる食品の残留基準値に係る改正規定は、告示の日から起算して１年を経過した日（令和９年10月29日）から施行し、これらの残留基準値については同日から適用すること。

＜告示の日から起算して１年を経過した日から残留基準値を適用する食品＞

農薬等	食品
カスガマイシン	たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんじん、きゅうり（ガーキンを含む。）、レモン、ライム、キウィー及びキウィー（果皮を含む。）
カルバリル	だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、はくさい、なつみかんの果実全体及び米ぬか
テトラニリプロール	ケール、その他のあぶらな科野菜、トマト、あんず（アプリコットを含む。）及びうめ
トリホリン	トマト、きゅうり（ガーキンを含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
プロスルホカルブ	えんどう、そら豆、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、その他のゆり科野菜、その他のせり科野菜、未成熟えんどう、ひまわりの種子及びその他のスパイス
メプロニル	その他のきく科野菜、日本なし及び西洋なし

第３　運用上の注意

１　残留基準値関係

⑴　別紙のうち残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）を適用すること。ただし、カスガマイシンは、規格基準告示第１　食品の部Ａ　食品一般の成分規格の項１に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品に含有されるものであってはならないこと。

⑵　今回残留基準値を設定する「カスガマイシン」の規制対象は、カスガマイシンとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑶－①　今回残留基準値を設定する「カルバリル」の規制対象は、カルバリルとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑶－②　「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているカルバリルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「ひまわり油」として残留基準値を設定すること。

⑷　今回残留基準値を設定する「テトラニリプロール」の規制対象は、テトラニリプロールとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑸　今回残留基準値を設定する「トリホリン」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、トリホリンとし、畜産物にあっては、トリホリン及び酸性

条件下で抱水クロラール(分解物Q)【2,2,2-トリクロロエタン-1,1-ジオール】に変換される代謝物とすること。ただし、抱水クロラール(分解物Q)はトリホリンの濃度に換算すること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑹　今回残留基準値を設定する「プロスルホカルブ」の規制対象は、プロスルホカルブとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑺　今回残留基準値を設定する「メプロニル」の規制対象は、メプロニルとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2　その他

「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウィー」に設定されている残留基準値について現行の残留基準値を削除する場合並びに残留基準値を改正する農薬等であって、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウィー」に残留基準値を設定しない場合にあっては、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗(こう)を除き、果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウィー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01 ppm）を適用すること。

別紙

農薬カスガマイシン（殺菌剤/抗生物質）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm	残留基準値（改正前）ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
大豆	0.04	0.04
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.04	0.04
そら豆	0.04	0.04
その他の豆類	0.04	0.04
ばれいしょ	0.2	0.2
てんさい	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.2	0.2
はくさい	0.2	0.2
キャベツ	0.2	0.2
芽キャベツ	0.2	0.2
ブロッコリー	0.6	0.6
その他のあぶらな科野菜	○ 3	0.2
ごぼう	0.2	0.2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	2
たまねぎ	● 0.01	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.04	0.2
にんにく	0.2	0.2
にんじん	● 0.08	0.2
セロリ	3	3
トマト	0.5	0.5
ピーマン	0.2	0.2
なす	0.1	0.1
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.05	0.2
すいか（果皮を含む。）	0.4	0.4
メロン類果実（果皮を含む。）	2	2
オクラ	0.2	0.2
未成熟えんどう	0.04	0.04
未成熟いんげん	0.04	0.04
えだまめ	0.04	0.04
その他の野菜	0.04	0.04
みかん（外果皮を含む。）	○ 0.5	0.2
なつみかんの果実全体	○ 0.4	0.2
レモン	● 0.09	0.2

農薬カスガマイシン（殺菌剤/抗生物質）（続き）

食品名	残留基準値※（改正後） ppm	残留基準値（改正前） ppm
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 0.5	0.2
グレープフルーツ	○ 0.4	0.2
ライム	● 0.09	0.2
その他のかんきつ類果実	○ 0.5	0.2
りんご	0.2	0.2
日本なし	0.2	0.2
西洋なし	0.2	0.2
マルメロ	0.2	0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.2	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	0.2	0.2
うめ	0.3	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	0.6	0.6
ラズベリー	3	3
ブラックベリー	3	3
その他のベリー類果実	3	3
キウィー	●	0.2
キウィー（果皮を含む。）	● 0.2	
その他の果実	0.2	0.2
くるみ	0.04	0.04
茶	3	3
その他のスパイス	○ 3	0.2
はちみつ	0.05	0.05

＊　本品目は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第１　食品の部　A　食品一般の成分規格の項１に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本品目を含有するものであってはならない。

＊　「キウィー」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「キウィー（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

農薬及び動物用医薬品カルバリル（殺虫剤及び植物成長調整剤）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm	残留基準値（改正前）ppm
米（玄米をいう。）	1	1
小麦	2	2
とうもろこし	0.1	0.1
大豆	0.2	0.2
らっかせい	0.05	0.05
ばれいしょ	0.02	0.02
かんしょ	0.02	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.5	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.6	0.8
かぶ類の根	1	1
はくさい	● 0.03	0.05
キャベツ	0.3	0.3
にんじん	0.5	0.5
パセリ	22	22
その他のせり科野菜	0.1	0.1
なす	1	1
その他のなす科野菜	5	5
しろうり	3	3
まくわうり（果皮を含む。）	3	3
その他のうり科野菜（とうがんを除く。）	3	3
しょうが	0.1	0.1
その他の野菜	0.1	0.1
みかん（外果皮を含む。）	15	15
なつみかんの果実全体	●	5
レモン	15	15
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	15	15
その他のかんきつ類果実（ぽんかんを除く。）	15	15
りんご	0.05	0.05
日本なし	0.4	0.4
西洋なし	0.4	0.4
ネクタリン	10	10
おうとう（チェリーを含む。）	7	7
ラズベリー	12	12
ブラックベリー	12	12
ブルーベリー	3	3
クランベリー	5	5

農薬及び動物用医薬品カルバリル（殺虫剤及び植物成長調整剤）（続き）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm	残留基準値（改正前）ppm
ハックルベリー	3	3
その他のベリー類果実	12	12
その他の果実（いちじくを除く。）	30	30
ひまわりの種子	0.2	0.2
ごまの種子	○ 3	
ぎんなん	1	1
くり	1	1
ペカン	1	1
アーモンド	1	1
くるみ	1	1
その他のナッツ類	1	1
その他のスパイス	80	80
その他のハーブ	75	75
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	1	1
豚の肝臓	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	1
牛の腎臓	3	3
豚の腎臓	3	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3	3
牛の食用部分	3	3
豚の食用部分	3	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3	3
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.3	0.2
鶏の脂肪	3	3
鶏の肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	1	1
鶏の卵	0.05	0.05
はちみつ	○ 0.05	

農薬及び動物用医薬品カルバリル（殺虫剤及び植物成長調整剤）（続き）

食品名	残留基準値※（改正後） ppm	残留基準値（改正前） ppm
米ぬか	● 35	50
精米	1	1
ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）	○	0.05
ひまわり油	○ 0.05	

＊　残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

＊　「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「ひまわり油」として残留基準値を設定する。

農薬テトラニリプロール（殺虫剤）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm		残留基準値（改正前）ppm
米（玄米をいう。）		0.01	0.01
とうもろこし		0.01	0.01
大豆		0.2	0.2
ばれいしょ	○	0.02	
さといも類（やつがしらを含む。）	○	0.02	0.01
かんしょ	○	0.02	
やまいも（長いもをいう。）	○	0.02	
こんにゃくいも	○	0.02	
その他のいも類	○	0.02	
てんさい	○	0.04	
さとうきび	○	0.01	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根		0.03	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉		30	30
かぶ類の葉	○	15	
クレソン	○	15	
はくさい		4	4
キャベツ		2	2
ケール	●	15	20
こまつな		20	20
きょうな	○	15	10
チンゲンサイ	○	15	7
カリフラワー	○	9	
ブロッコリー		9	9
その他のあぶらな科野菜	●	15	20
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）		40	40
たまねぎ	○	0.01	
ねぎ（リーキを含む。）		2	2
トマト	●	1	2
ピーマン		3	3
なす		0.8	0.8
その他のなす科野菜	○	0.9	
きゅうり（ガーキンを含む。）		0.5	0.5
すいか（果皮を含む。）		0.4	0.4
メロン類果実（果皮を含む。）		0.5	0.5
その他のうり科野菜	○	0.02	
ほうれんそう		30	30
オクラ	○	0.4	
未成熟えんどう		3	3

農薬テトラニリプロール（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※（改正後） ppm		残留基準値（改正前） ppm
未成熟いんげん		2	2
えだまめ		2	2
その他の野菜	○	0.02	
みかん（外果皮を含む。）	○	2	1
なつみかんの果実全体	○	1	0.9
レモン		2	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）		1	1
グレープフルーツ	○	1	0.9
ライム		2	2
その他のかんきつ類果実		2	2
りんご		1	1
日本なし		0.5	0.5
西洋なし		0.5	0.5
マルメロ	○	0.4	
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○	0.4	
もも（果皮及び種子を含む。）		0.9	0.9
ネクタリン		0.9	0.9
あんず（アプリコットを含む。）	●	1	2
すもも（プルーンを含む。）	○	0.3	0.1
うめ	●	1	2
おうとう（チェリーを含む。）	○	2	1
いちご		2	2
ぶどう		2	2
かき		0.5	0.5
キウィー（果皮を含む。）	○	2	
その他の果実	○	2	
ぎんなん		0.03	0.03
くり		0.03	0.03
ペカン		0.03	0.03
アーモンド		0.03	0.03
くるみ		0.03	0.03
その他のナッツ類		0.03	0.03
茶		80	80
その他のスパイス	○	7	
その他のハーブ	○	60	20
牛の筋肉	○	0.1	0.02
豚の筋肉	○	0.1	

農薬テトラニリプロール（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※（改正後） ppm		残留基準値（改正前） ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○	0.1	0.02
牛の脂肪	○	0.2	0.04
豚の脂肪	○	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.2	0.04
牛の肝臓	○	1	0.3
豚の肝臓	○	1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	1	0.3
牛の腎臓	○	1	0.3
豚の腎臓	○	1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	1	0.3
牛の食用部分	○	1	0.3
豚の食用部分	○	1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	1	0.3
乳	○	0.2	0.05
鶏の筋肉	○	0.01	
その他の家きんの筋肉	○	0.01	
鶏の脂肪	○	0.01	
その他の家きんの脂肪	○	0.01	
鶏の肝臓	○	0.01	
その他の家きんの肝臓	○	0.01	
鶏の腎臓	○	0.01	
その他の家きんの腎臓	○	0.01	
鶏の食用部分	○	0.01	
その他の家きんの食用部分	○	0.01	
鶏の卵	○	0.01	
その他の家きんの卵	○	0.01	
魚介類		0.05	0.05
はちみつ		0.05	0.05
すもも（乾燥させたもの）	○	2	

＊　残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬トリホリン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm	残留基準値（改正前）ppm
その他のきく科野菜	0.5	0.5
ねぎ（リーキを含む。）	5	5
トマト	● 0.9	2
ピーマン	3	3
なす	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.7	1
メロン類果実	●	0.02
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.7	
未成熟えんどう	1	1
もも	●	1
もも（果皮及び種子を含む。）	● 5	
いちご	○ 3	2
ブルーベリー	0.03	0.03
ハックルベリー	0.03	0.03
かき	0.7	0.7
その他のハーブ	25	25
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01
はちみつ	○ 0.05	

＊　残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

＊　「メロン類果実」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「もも」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

農薬プロスルホカルブ（除草剤）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm	残留基準値（改正前）ppm
小麦	0.05	0.05
大麦	0.05	0.05
ライ麦	0.05	0.05
とうもろこし	0.05	0.05
その他の穀類	0.05	0.05
えんどう	● 0.01	0.05
そら豆	● 0.01	0.05
ばれいしょ	0.05	0.05
たまねぎ	● 0.05	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.01	0.05
その他のゆり科野菜	● 0.02	0.05
にんじん	1	1
セロリ	2	2
その他のせり科野菜	● 0.08	0.1
未成熟えんどう	● 0.01	0.05
ひまわりの種子	● 0.02	0.05
その他のスパイス	● 0.3	0.5
魚介類	0.09	0.09
はちみつ	○ 0.05	

＊　残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

＊　農林水産省から、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、残留基準値を改正するものである。

農薬メプロニル（殺菌剤）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm		残留基準値（改正前）ppm
米（玄米をいう。）		2	2
小麦		2	2
大麦		2	2
ライ麦		2	2
その他の穀類		2	2
ばれいしょ		0.02	0.02
こんにゃくいも		0.1	0.1
てんさい		0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根		0.02	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉		1	1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）		1	1
その他のきく科野菜	●	0.1	0.2
トマト		0.02	0.02
きゅうり（ガーキンを含む。）		0.02	0.02
すいか		0.02	0.02
ほうれんそう		0.7	0.7
日本なし	●	0.7	1
西洋なし	●	0.7	1
ぶどう		2	2
牛の筋肉	○	0.01	
豚の筋肉	○	0.01	
その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の筋肉	○	0.01	
牛の脂肪	○	0.01	
豚の脂肪	○	0.01	
その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.01	
牛の肝臓	○	0.01	
豚の肝臓	○	0.01	
その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.01	
牛の腎臓	○	0.01	
豚の腎臓	○	0.01	
その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.01	
牛の食用部分	○	0.01	
豚の食用部分	○	0.01	
その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の食用部分	○	0.01	
乳	○	0.01	
鶏の筋肉	○	0.01	

農薬メプロニル（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm	残留基準値（改正前）ppm
その他の家きんの筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家きんの卵	○ 0.01	
魚介類	2	2
はちみつ	○ 0.05	

＊　残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

※ ○：基準値を引き上げる品目等（施行期日：告示の日）
●：基準値を引き下げる品目等（施行期日：告示の日から起算して1年を経過した日）

参考

・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

・「その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物」とは、陸棲（せい）哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

・「さけ目魚類」には、さけ目魚類のほか、にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含む。

・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目魚類（にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含む。）、うなぎ目魚類及びすずき目魚類以外のものをいう。

・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。